

大府市耐震等関連事業補助金の代理受領のご案内

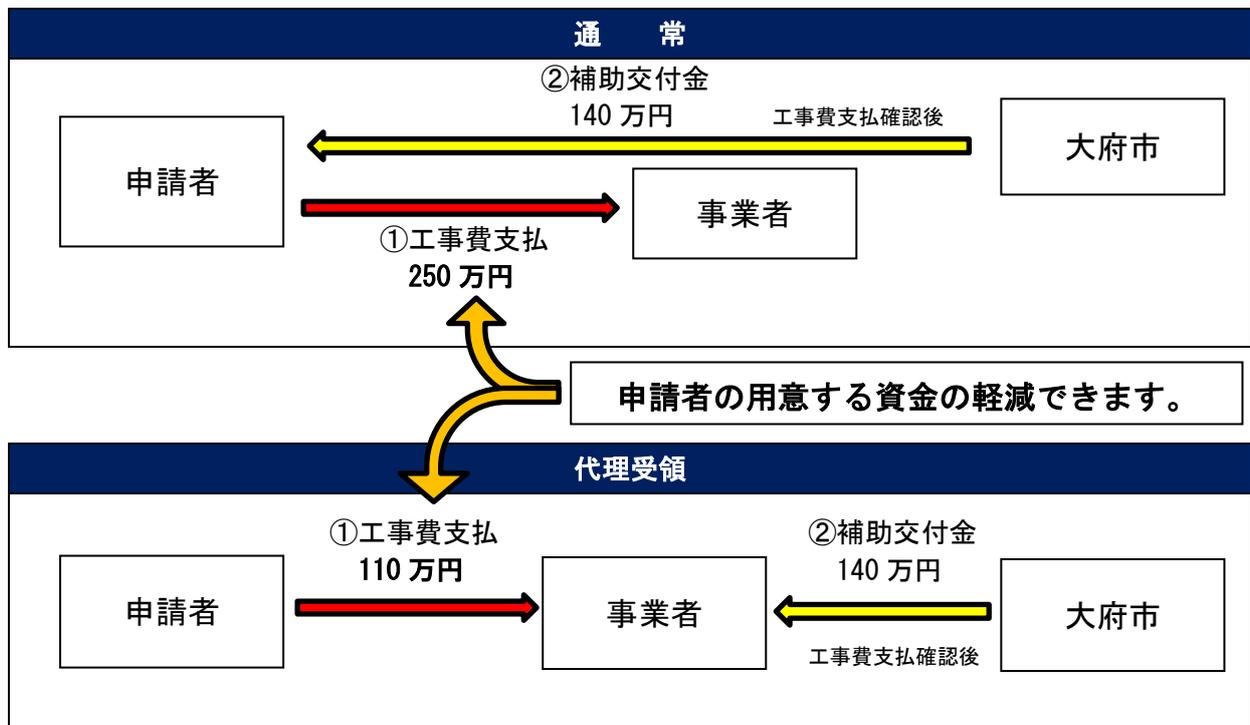
大府市では、平成 30 年 12 月より耐震等関連事業補助金の代理受領ができるようになりました。

○代理受領とは

耐震改修などの補助金の申請者が、工事等の契約を締結した者（事業者）に、補助金の受領を委任することで、事業者が直接補助金を受領することができる制度です。

この制度を利用することにより、申請者は、工事費用のうち補助金を差し引いた金額を用意すればよいため、自己で用意する資金の負担が少なくて済みます。

《例》工事費用が 250 万円、補助金が 140 万円の場合



○代理受領ができる補助金は

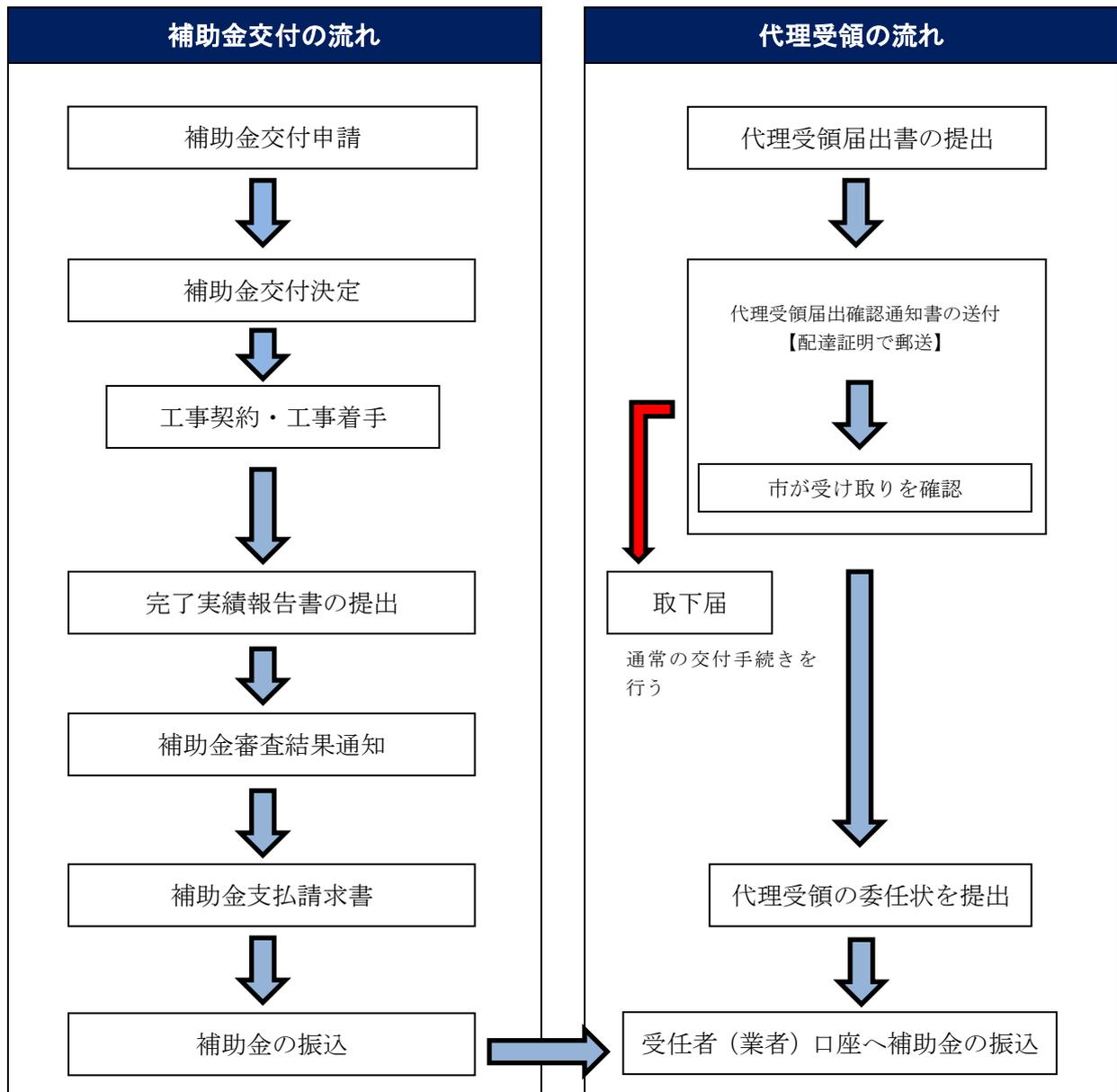
以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。

- ・大府市民間木造住宅耐震改修費補助金
- ・大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金
- ・大府市耐震シェルター整備費補助金
- ・大府市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金
- ・大府市ブロック塀等撤去費補助金

○代理受領をするには

- ・補助金交付申請に併せ、別途書類の提出が必要です。
- ・代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- ・申請者と事業者（工事業者）が代理受領を行うことについて確実に同意していなくてはなりません。双方でよく打合せのうえ決めてください。
- ・大府市では、代理受領を行うことについて申請者への意思確認を行うため、代理受領届出確認通知書を配達証明で郵送します。受け取りが確認できない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。

○代理受領の手続きの流れ



○問い合わせ先

大府市都市政策課 電話0562-45-6314（直通）